

平成18年5月17日

各 位

会社名 日本無線株式会社  
代表者名 取締役社長 諏訪 頼久  
(コード番号 6751 東証第一部)  
問合せ先 常務取締役 岡島 昂一  
(TEL. 0422-45-9774)

### 定款の(一部)変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月17日水曜日開催の取締役会において、「定款の(一部)変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第82回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、株主の皆様の利便性の向上をはかるため、定款第4条(公告の方法)に定める公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せて、電子公告ができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定を新設等するほか、定款全般について、「会社法」に対応した用語、引用条文の変更等所要の変更を行うものであります。また、単元未満株主の管理の効率化、株主総会参考書類等のインターネット開示ならびに取締役会決議を書面により行うことが「会社法」において認められたことに伴い、定款第10条、第16条および第24条を新設するものであります。併せて、社外取締役および社外監査役の選任にあたり有為な人材を迎え経営の透明性および健全性の確保を一層推進するため、社外取締役および社外監査役の責任限定契約の規定として定款第30条、第38条を新設するものであります。なお、本規定の新設につきましては、あらかじめ監査役会から全員による同意を得ております。
- (3) 上記の変更に伴い、現行定款第4条以下の条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日(木曜日)

以 上

(下線は、変更部分を示します)

現行定款	変更案
(新設)	<p><b>第4条 (機関)</b>            当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。  <u>(1) 取締役会</u>  <u>(2) 監査役</u>  <u>(3) 監査役会</u>  <u>(4) 会計監査人</u></p>
<p><b>第4条 (公告の方法)</b>            当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p>	<p><b>第5条 (公告の方法)</b>            当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p><b>第5条 (会社の発行する株式の総数)</b>            当社の発行する株式の総数は、216,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式を減ずる</p>	<p><b>第6条 (発行可能株式総数)</b>            当社の発行可能株式総数は、216,000,000株とする。</p>
(新設)	<p><b>第7条 (株券の発行)</b>            当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p><b>第6条 (自己株式の取得)</b>            当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p>	<p><b>第8条 (自己株式の取得)</b>            当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p>
<p><b>第7条 (1単元の株式の数および単元未満株式の不発行)</b>            当社の1単元の株式の数は1,000株とする。            当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。            ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p><b>第9条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)</b>            当社の単元株式数は1,000株とする。            当社は、第7条の規定にかかわらず単元未満株式に係わる株券を発行しない。            ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>
(新設)	<p><b>第10条 (単元未満株式についての権利)</b>            当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>  <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>  <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利</u></p>
<p><b>第8条 (名義書換代理人)</b>            当社は株式につき名義書換代理人を置く。            名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。            当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録ならびに信託財産の表示またはそれらのまっ消、株券の交付、株券喪失登録の<b>手続、単元未満株式の買取りおよび諸届出の受理等株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</b></p>	<p><b>第11条 (株主名簿管理人)</b>            当社は株主名簿管理人を置く。            株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。            当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および株券喪失登録簿に関する事務は<b>株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</b></p>
<p><b>第9条 (株式取扱規則)</b>            当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録ならびに信託財産の表示またはそれらのまっ消、株券の再発行、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いおよびその手数料については法令または定款に別段の定めのある場合を除き、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p><b>第12条 (株式取扱規則)</b>            当社の株式に関する取扱いおよびその手数料については法令または定款に別段の定めのある場合を除き、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現行定款	変更案
<p><b>第10条 (基準日)</b> 当社は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項その他定款に定めるもののほか、必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	(削 除)
<p><b>第11条</b> (記載省略)</p>	<p><b>第13条</b> (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><b>第14条 (定時株主総会の基準日)</b> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p><b>第12条</b> (記載省略)</p>	<p><b>第15条</b> (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><b>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</b> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p><b>第13条 (決議の方法)</b> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で決する。 株主が代理人により議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の議決権を有する株主でなければならない。  ②商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で決する。</p>	<p><b>第17条 (決議の方法)</b> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 株主が代理人により議決権を行使しようとするときは、その代理人は一名とし、当社の議決権を有する株主でなければならない。 ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p><b>第14条 (議事録)</b> 株主総会の議事録には、議長ならびに出席した取締役が記名押印して、これを10年間本店に備え置く。</p>	<p><b>第18条 (議事録)</b> 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面をもって作成し、これを10年間本店に備え置く。</p>
<p><b>第15条</b> (記載省略)</p>	<p><b>第19条</b> (現行どおり)</p>
<p><b>第16条 (取締役の選任)</b> 取締役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席した株主総会で選任する。 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p><b>第20条 (取締役の選任)</b> 取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席した株主総会で選任する。 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>
<p><b>第17条 (取締役の任期)</b> 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間とする。</p>	<p><b>第21条 (取締役の任期)</b> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間とする。</p>
<p><b>第18条 (取締役の報酬および退職慰労金)</b> 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議で定める。</p>	<p><b>第22条 (取締役の報酬等および退職慰労金)</b> 取締役の報酬等および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p><b>第19条 (取締役会の構成)</b> 取締役は取締役会を構成する。</p>	(削 除)
<p><b>第20条</b> (記載省略)</p>	<p><b>第23条</b> (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><b>第24条 (取締役会の決議の省略)</b> 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p><b>第21条</b>            \ (記載省略)  <b>第25条</b></p> <p>(新 設)</p>	<p><b>第25条</b>            \ (現行どおり)  <b>第29条</b></p> <p><b>第30条 (社外取締役との責任限定契約)</b>            当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>
<p><b>第26条 (監査役の員数等)</b>            当社の監査役は、4名以内とする。  <u>監査役の互選により、常勤の監査役を定める。また、監査役の互選により、別に常任監査役を定めることができる。</u></p>	<p><b>第31条 (監査役の員数等)</b>            当社の監査役は、4名以内とする。  <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p><b>第27条 (監査役の選任)</b>            監査役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席した株主総会で選任する。</p>	<p><b>第32条 (監査役の選任)</b>            監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席した株主総会で選任する。</p>
<p><b>第28条 (監査役の任期)</b>            監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。  <u>補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p><b>第33条 (監査役の任期)</b>            監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>
<p><b>第29条 (監査役の報酬および退職慰労金)</b>            監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議で定める。</p>	<p><b>第34条 (監査役の報酬等および退職慰労金)</b>            監査役の報酬等および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p><b>第30条</b>            \ (記載省略)  <b>第32条</b></p> <p>(新 設)</p>	<p><b>第35条</b>            \ (現行どおり)  <b>第37条</b></p> <p><b>第38条 (社外監査役との責任限定契約)</b>            当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>
<p><b>第33条 (営業年度および決算期)</b>            当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、3月31日を決算期とする。</p>	<p><b>第39条 (事業年度)</b>            当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p><b>第34条 (利益配当金)</b>  <u>利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</u></p>	<p><b>第40条 (剰余金の配当の基準日)</b>  <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>  <u>②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p><b>第35条 (中間配当)</b>  <u>当社は取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という)を行うことができる。</u></p>	<p><b>第41条 (中間配当)</b>  <u>当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
<p><b>第36条 (配当金の除斥期間等)</b>  <u>利益配当金および第35条による中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れる。利益配当金および中間配当金には、利息を付けないものとする。</u></p>	<p><b>第42条 (配当金の除斥期間)</b>  <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u>  <u>②前項の配当金には、利息を付けないものとする。</u></p>